

2026NRC 走行会規則書

本規則は 2026 年 7 月 20 日鈴鹿サーキット国際レーシングコース（西コース）における走行会に適応される

第1条 参加車両

- 参加車両は国内競技規則量産ツーリングカー（N1）もしくは陸運局の車検に受かる車両とする。但しスリックタイヤ装着車両はその参加を認めない。（但し1BOXはファミリー走行のみOK）
- 完全なオープン車体構造の車両およびコンパティブル車体構造の車両（開閉または脱着可能な屋根を備えた車両）は4点式以上のローラーと4点式以上のシートベルトを装着しなければならない。但しサンルーフはこの限りではない。※コンパティブル車両：Tパルーフ、タルガトップ、キャンバストップ等
- 事務局が特別に認めた車両。

第2条 参加資格

満18歳以上の方で有効な普通自動車運転免許証を所持していること。（但し主催者が特別に認めた場合はこの限りではない）
また、ファミリー走行を含むすべての参加者のブリーフィングへの参加を義務付ける。
再ブリーフィング（遅刻などの理由）は10,000円/人を請求する。

第3条 参加申込・参加料及び走行時間

- 参加申込・問い合わせ先
〒454-0841 名古屋市中川区押元町1-21-2
名古屋レーシングクラブ(NRC)
※申込書は郵送又はメールで送信し、料金は銀行振り込みでお願いします。（当日押印をお願いします）
- 参加受付期間
2025年7月13日事務局到着分まで、第3条-1に則って銀行振り込みまで完了すること。
※記載不備、締切日以降到着及び参加を拒否されたものについては、事務局手数料2,000円を差し引いて返還される（理由は明示されない）。
- 参加料（人に対する参加料であって車両に対してのものではない）
クラブ員 15,000円 両グループ参加 20,000円 イベントお手伝い2回以上のクラブ員 10,000円 両グループ参加 15,000円
ファミリー走行 無料（ただしクラブ員に限る）
クラブ員紹介ビジター 25,000円 両グループ参加 35,000円
- 振込先
三菱東京UFJ銀行守山支店（普）1397002 ナゴヤレーシングクラブ ナガサカヒロシ
- 走行時間
30分程度（但し不可抗力等により短縮される場合有り）ファミリー走行はコースを2周程度

第4条 車両検査

- 参加者は車両と共に車両検査を受けなければならない。車両検査を受けないもしくは検査の結果参加が不適切と判断された、また改善命令に応じない車両やドライバーは走行に参加できない。
- 参加車両は安全確保のため以下の事項を車両検査時に検査される。ただしファミリー走行はこの限りでない。
 - ライト類のガラス飛散防止処置、ビニールテープにより外枠込みの最低6点支持（ガラス製のみ）
 - フロアーマットの取り外しもしくは固定
- 参加者が走行中携行もしくは着用しなければならない以下のものを車両検査と同時に検査される。ただしファミリー走行はこの限りでない。
 - ヘルメット（JIS規格C種またはSNELL等）-オープンカーの場合はフルフェイスタイプのもの
 - グローブ（手首まで覆われた耐火炎性または革製の物）
 - 服装は木綿製または耐火炎性の長袖及び長ズボン（レーシングスーツが望ましい）
 - 活動的なシューズ（レーシングシューズ・運動靴等）

第5条 参加者の遵守事項

- 参加者は本規則、競技運営上のあらゆる規則、ブリーフィングの説明及び大会役員の指示に従うものとする。
- 全ての参加者は上記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- 参加者は、車の運転に関する業務ついでにいるときは、薬品などによって精神状態を取り繕ったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
- 会場内でのエンジンの空ぶかし、急発進、ブレーキテスト、暴走行為をしてはならない。

第6条 走行中のドライバーの遵守事項

- ヘルメット、安全ベルト、グローブ等を確実に着用すること。ただしファミリー走行はこの限りでない。
- 如何なる場合も逆方向に走行してはならない。
- 走行中コントロールを失った車両、走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときには、後続車など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。
- 走行が危険と見なされた場合、競技役員の指示に従わなかった場合、参加者の遵守事項を守らなかった場合は、走行を中止させる。

第7条 走行の中断

事故、天候、その他の理由により競技続行が不可能となった場合は競技役員の決定により、全ポストで赤旗が表示される。赤旗が表示された場合、全てのドライバーは直ちに競技走行を中止し、直ちに止まれる速度でピットインし、指定された停車地帯へ車両を止めなければならない。

第8条 損害の補償

- 参加者及びその関係者は、主催者、コース所有者が一切の保証責任を免除されていること知っていなければならない。すなわち主催者、コース所有者はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた全ての損害に対して一切の保証責任はないことをいう。
- 参加者は参加車両及びその付属品が破損した場合、理由の如何を問わず、その責任は各自が負わなければならない。一般公道上での免責割合は通用しない。
- 参加者及びその関係者が会場施設、競技運営器物の破損損壊、その他運営車両・人身へ損害を与えた場合は理由の如何を問わず、加害者が全責任を負うものとする。